

「第 12 回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（爬虫類・両生類）」

議論の要約

1. 特定外来生物の指定について

- 未判定外来生物として輸入届出が提出されたタイワンオオガシラ (*Boiga kraepelini*) について審議した結果、被害の未然防止の観点から、オオガシラ属 (*Boiga*) の全種を特定外来生物に指定することが適当と判断した。なお本属には 37 種が含まれるが、そのうち 5 種 (ミナミオオガシラ、ボウシオオガシラ、ミドリオオガシラ、マングローブヘビ、イヌバオオガシラ) は既に特定外来生物に指定されている。
- オオガシラ属は樹上性の高次捕食者であり、鳥類、爬虫類、両生類、小型哺乳類等を広く捕食する。国外ではグアム島に定着したミナミオオガシラによって鳥類、爬虫類及びコウモリ類の絶滅事例が報告されており、我が国に定着した場合には生態系へ重大な影響を与えるおそれがある。
- タイワンオオガシラは台湾、中国南部等の比較的高緯度地域にも分布し、沖縄県だけでなく九州、四国、紀伊半島及び房総半島周辺まで定着する可能性があるとの意見が示された。また、今後の気候変動により定着可能地域がさらに北上する可能性が指摘された。
- オオガシラ属は後牙に弱毒を有するものの、人への被害事例は限定的であり、既指定のオオガシラ属 5 種が「生態系に係る被害」のみを理由として指定されていることも踏まえ、人の生命・身体に係る被害ではなく、生態系に係る被害を理由として指定することが適当とされた。

2. 指定後の措置について

- 外来ヘビ類は一度定着すると防除が極めて困難であり、沖縄県におけるタイワンハブ及びタイワンスジオの防除事業でも根絶には至っていないことから、侵入防止及び輸入段階での対策を重視すべきとの意見が示された。
- グアム島ではミナミオオガシラに対しアセトアミノフェンを用いた防除手法が実施されているが、日本国内ではイリオモテヤマネコ等の非対象生物への影響が懸念され、同様の手法の適用は困難との指摘があった。
- オオガシラ属については特徴的な外見を有することから、写真等を用いた普及啓発を行い、不審個体の発見時に通報が得られるよう情報発信を行うことが有効との意見が示された。
- 現時点で国内での流通や飼養事例は限定的と考えられるため、主として輸入者及び関係事業者に対する周知啓発を実施することが適当とされた。

3. その他

- オオガシラ属の一部の種については過去にペット流通の実績があり、寄生虫や病原体の持込みによる生態系への影響も懸念されることから、予防的な規制が重要との意見が示された。
- 特定外来生物及び未判定外来生物について、近年の分類学的知見を反映した学名及び分類体系の整理を行うことについて異議はなく、見直しを進めることが了承された。